

## 京丹後市入札監視委員会(令和2年度第2回) 議事概要

開催日時	令和3年1月20日(水) 午後1時30分～午後4時15分	
開催方法	ZoomによるWeb会議	
出席委員氏名(職業)	委員長 田辺 保雄(弁護士) 委員 角田 暁治(京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 村尾 慎哉(公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ(中西総務部長) 2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 村尾委員を選出 4 次回開催日程の調整 5 その他 6 閉会あいさつ(橋本入札契約課長)	
審議対象期間	令和2年4月1日～令和2年9月30日	
抽出案件	総件数 7件	(備考)  対象件数 120件
一般競争入札	3件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	3件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。</p> <p>ただし、最低制限価格で抽選になる案件が多い現状の中で、最低制限価格は適切に設定されているのか、もう少し簡略化した形でよりスピーディーに契約する方法はないのか検討していただきたいこと。</p> <p>不自然な結果になっているものについては、ヒアリング等をしていただき、なぜそのような結果になったのかを把握した上で、改善すべき点があれば改善していただきたいこと。</p> <p>情報公開によって、適正な契約が阻害されていないのか検討していただきたいこと。</p>	

## 別紙

「2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 中野浄水場更新工事（受変電設備）・・・一般競争入札

※ 契約金額が大きく、落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
○ 工事内容について (1) 既存の受変電設備の取り換えですか。	そうです。浄水場内の別の位置に新設することになっています。
○ 工事内容について (2) 工事の手待ちや取り合い等が発生するような工事内容になっていたのか。	現在5つの工事が同時に動いており、月1・2回の工程調整の会議を開き、各工事の工程に合わせて、工事を実施していくということになります。
○ 工事内容について (3) 工事の出来栄や内容に関しては問題なく終わっているのか。	各工事とも現在進行中であり、工事完成までに部分検査等を行いながら、問題なく施工を進めているところです。
○ 入札価格について なぜ落札者以外の業者は予定価格を超過する金額で入札されたのか。	工事調整が必要になってくることはわかりますので、受注意欲が湧かなかつたのではないかと推測しています。
○ 電気工事について (1) 電気工事について、一般競争入札の案件は抽選になっていない案件が多いが、なぜ抽選にならないのか。また、随意契約の案件は入札不落による随意契約が多いが、特殊な要因があるのか。	1つ考えられることとしましたら、建築系の案件では、国や京都府の営繕の考え方で、入札公告時に見積単価を公開しないという考え方がありますので、そういう場合の発注についてはきっちりとした価格に合いにくいところがあり、抽選にはなりにくいと考えています。
○ 電気工事について (2) (意見) 他の工種は抽選が非常に多いのに、電気工事が抽選にならないのは何らかの特殊要因があると思いますので、機会があれば分析をしてほしいと思います。	

2 令和2年度 磯地区送水管布設工事・・・一般競争入札

※ 災害復旧事業協力者支援工事で落札率が100%であった案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札価格について (1)</p> <p>見積もりする上で、数量と単価を掛ければ金額が出てくるかもしれないが、その他に何か工事の要因であったり、現場の状況が反映されたりすることはないのか。</p>	<p>設計については、適正であると考えています。見積もり、積算の算出、物価資料等を公開していますので、ほぼこういう金額で出てくるものであると思っています。</p>
<p>○ 入札価格について (2)</p> <p>各業者の入札価格が揃っていることについて、何らかの疑問点を挟む余地はないのか。</p>	<p>情報公開請求により過去の入札及び随意契約の設計書をすべて公開していますし、入札公告時に見積単価を公開した上で入札を行っていますので、何らかの対策は考えたいところですが、現状としては必然的にそのような結果になるものと考えています。</p>
<p>○ 契約方法について</p> <p>例えば、もう少し安い金額で随意契約を行う方法よりも、今の入札方法の方がよいのか。あるいは制度的にそのような方法はできないのか。</p>	<p>制度的には、まず一般競争入札を行うというルールがあります。また、随意契約を行ったからといって、金額が下がるものなのかどうかということもありますので、やはり制度上の流れとしましては、まずは一般競争入札を行い、その後、例えば契約ができない状況になりましたら、次の方法を考えていくということかと思えます。</p>
<p>○ 落札率について</p> <p>発注工事一覧表の水道管布設工事のうち、今回の案件以外はすべて最低制限価格による抽選になっているように思うが、なぜ今回の案件だけ落札率100%での抽選になっているのか。発注等級が今回の案件だけB等級で、それ以外はすべてA等級という違いがあるようだが。</p>	<p>今回の案件は災害復旧事業協力者支援工事であり、業者数はかなり絞られた入札ということではありますが、結果的にA等級の案件は落札率100%ではなく、今回のB等級の案件は100%になったということしか考えられません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 等級について</p> <p>今回の案件は経営企画整備課で、それ以外は施設管理課となっているが、担当部署はA等級とB等級で違うのか。</p>	<p>等級に関しては、担当部署がどこかということではなく、設計金額によって異なります。水道施設工事の場合は、設計金額が3,000万円以上がA等級、500万円以上3,000万円未満がB等級となっています。</p>
<p>○ 入札対象業者数について</p> <p>応札業者は3者だが、入札対象業者は何者あるのか。</p>	<p>元々、水道施設工事のB等級が13者いまして、その中で今回の災害復旧事業協力者支援工事の資格要件を満たしている対象業者は3者です。</p>
<p>○ 災害復旧事業協力者支援工事について</p> <p>先程挙げた今回の案件以外の水道施設工事も災害復旧事業協力者支援工事なのか。</p>	<p>すべてではなく、1件は災害復旧事業協力者支援工事です。</p>
<p>○ 入札制度について</p> <p>公正な競争を通じて市民の税金を有効に利用していくことが入札制度の本旨であると思うが、抽選による落札者決定が多い現在の状況に対して、しっかりと公正な競争が確保されていると認識しているのか。</p>	<p>京丹後市では、予定価格については、事後公表としていますが、仮に事前公表であったとしても、その工事に対してこの金額でやりたいという競争が発生すると思っていますので、情報公開によって競争原理が働いていないことはないと思っています。</p>

### 3 令和2年度 京丹後市浄化槽設置工事その21 …… 一般競争入札

※ Cランクで入札者が1者しかなかった案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 応札業者数について (1)</p> <p>今回の案件と同日に入札された他の2つの浄化槽設置工事は何者ずつ応札があったのか。</p>	<p>1件は5者で、もう1件は6者です。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について</p> <p>浄化槽設置工事の落札率は、抽選になってもならなくても大体87.1%台かと思うが、この結果に対しては、特に問題ないと捉えているか。</p>	<p>一般競争入札は応札業者が1者であっても競争が発生すると色々な書物に書かれていますので、1者であっても成立すると考えています。</p>
<p>○ 抽選について</p> <p>浄化槽設置工事において、抽選になった案件はすべて最低制限価格での抽選なのか。</p>	<p>その通りだと思います。</p>
<p>○ 予定価格について</p> <p>少し困難な工事であれば、予定価格が上がるものではないのか。</p>	<p>設計に計上できる範囲で反映しますが、今回の案件については、特に計上が必要な部分はありませんので、通常的设计となっています。</p>
<p>○ 応札業者数について (2)</p> <p>他の業者が入札されなかったのは、実務上、少し手間を要するからということか。</p>	<p>推測の範囲ですが、そのように考えています。</p>
<p>○ 工事の計画について (1)</p> <p>浄化槽設置工事を何回かに分けて行っていますが、その分け方について計画はあるのか。</p>	<p>お客様からの申し込みの時点で、施工時期を相談しまして、できる限り近いところと組み合わせをしていきます。今回は同じ久美浜町地内での発注になっています。</p>
<p>○ 工事の計画について (2) (意見)</p> <p>計画のタイミングは少しずれるかもしれないが、できる限り総工事費が下がるような計画にしてみようことも大事かと思えます。</p>	

4 令和2年度 市道品田芦原線道路維持工事・・・指名競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 資格要件について 工事の発注等級は「等級なし」ですが、特に等級が影響しない工事なのか。</p>	<p>舗装の工事を発注する上で、舗装の機械を所有している等を発注の条件としていることにより、業者数が絞られますので、そこから等級等でさらに絞る必要性はないと思っています。</p>
<p>○ 契約方法について この舗装工事はなぜ一般競争入札ではなく、指名競争入札になるのか。</p>	<p>資格要件として求めています「アスファルトプラントを有している」や「舗装用機械を自己所有している」ことを事前に確認させていただいており、指名させていただく条件的な確認が入札する前からできていますので、指名競争入札としています。</p>

5 京丹後市丹後地域公民館耐震改修等工事（電気設備工事）・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約日について 電気設備工事と機械設備工事を同日に見積合わせをしたが、電気設備工事は1回目で採用業者が決まらなかったため、契約日がずれているということか。</p>	<p>はい、電気設備工事が2回目、機械設備工事が1回目で採用業者が決まったことにより、契約日が違ってきます。</p>
<p>○ 採用業者について 電気設備工事と機械設備工事は同じ業者が採用されているが、これは偶然そうだったということか。</p>	<p>そのように考えています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方法について</p> <p>2 度の入札不落後、さらに入札を行うには、時間が足りなかったということか。緊急性が高かったということか。</p>	<p>4 月からは高齢者大学等の予定も入っており、また地元の方にも公民館学習活動でご迷惑をおかけしているという状況から、今年度末までの完成を考えており、さらに入札を行ってしまうと年度を跨いでしまうようなこともありますので、随意契約としています。</p>
<p>○ 資格要件について</p> <p>A 等級の業者でないといけない内容の工事だったのか。</p>	<p>工事内容は特段難しい工事ではないだろうとは思っておりますが、電気工事については、設計額が 1,000 万円以上のものは A 等級に発注することになっています。</p>
<p>○ 契約金額について (1)</p> <p>契約業者は、電気設備工事と機械設備工事ともに入札時は予定価格を超過しており、随意契約で減額して採用されているが、契約金額と工事内容のバランスについて、ヒアリングされたか。工事の質を担保する上で問題はないのか。</p>	<p>特にヒアリングはしていません。また、工事を実施するにあたり、2 件落札しているからということで何か意見をいただいたということもありませんでしたし、契約金額については、予定価格内に入るように減額してこられたということで、特に支障がないのではないかと考えています。</p>
<p>○ 工事の質の担保について</p> <p>契約業者は、1 回目の入札価格から大きく減額しての契約となっているが、工事の質を担保できていると考えられる合理的な理由は何かあるのか。</p>	<p>工事は、機器の仕様が決まっていますので、それらを確認することにより、そういった部分での質の担保はできていると考えています。</p>
<p>○ 見積価格の公表について</p> <p>機器の見積価格は事前公表されていないのか。</p>	<p>建築工事の場合は、事前公表していません。</p>
<p>○ 随意契約の見積依頼について (1)</p> <p>2 回目の見積もりは、契約業者 1 者だけが入れてこられているが、どういった経過でそうなったのか。</p>	<p>1 回目の見積もり依頼の際、予定価格を満たすものがない場合、最低価格の業者に再度見積もり依頼をすると見積依頼書に明記しており、1 回目の見積もり徴取では予定価格内の業者がいなかったため、1 回目の見積もりの最低価格業者へ再度見積もり依頼を行いました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 随意契約の見積依頼について(2) 再度見積もり依頼の際も、予定価格等は非公開ですか。</p>	<p>非公開です。</p>
<p>○ 工事の仕様について 1 回目の入札から 2 回目の見積もりに至るまで仕様等は変更していないか。</p>	<p>仕様は変更していませんが、入札から随意契約に移る際に単価のみ最新の単価に入れ替える変更は行いました。</p>
<p>○ 予定価格について 入札から随意契約に移る際、予定価格が少し上がっているということか。</p>	<p>単価の入れ替えにより、入札時から数万円上がっております。</p>
<p>○ 契約金額について (2) 1 回目の入札価格から大きく減額しての契約となっているが、契約業者の企業体力が落ちる危険性はないのか。</p>	<p>設計については、単価は刊行物、営繕単価等を使っており、刊行物に掲載がない項目についてはメーカーや専門業者に複数社見積もりを徴取し単価決定を行っておりますので、低く設定しているということはないと考えています。</p>
<p>○ 契約金額について (3) (意見) 1 回目の入札価格から契約金額までこれだけ減額している要因について、そもそも予定価格が間違っていたのか、業者が機器の見積もりを間違った情報を基に入札されていたのか、現状では全くわからない。できる限り 1 回で適正な価格で決まるよう工夫した方がよいと思うので、原因を分析するためにヒアリング等をした方がよいと思う。</p>	

6 京丹後市丹後地域公民館耐震改修等工事（機械設備工事）・・・ 随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約金額について</p> <p>1 回目入札価格から大きく減額しての契約であり、また電気設備工事と今回の機械設備工事を同じ業者が同じタイミングで採用されているが、業者の努力で値段をかなり絞って取ってもらったのか、2つの工事をまとめて取ることで何とかなると思われたのか、何らかの見解はあるか。</p>	<p>普通の積算でも規模が大きくなりますと諸経費が下がったりすることもありますので、積算する上ではそのようなことが考えられるかもしれませんが、想像になってしまいますので、はっきりとは申し上げられません。</p>
<p>○ 入札及び見積価格について</p> <p>工事内容等を見ると、そこまで複雑な工事のように思えないが、ここまで金額のばらつきや予定価格との差が出るのは、業者の見落としがあったか、又はそういうことを誘発してしまうような図面の表現があったか、あるいは最初の見積りの機具の単価の変動があったか、何かあったのではないかと思うが、どう考えるか。</p>	<p>入札を行うときには質疑ができますので、不明な点がありましたら、質疑が出てくるかと思いますが、今回の案件は、そのような質疑はなく、応札されています。</p>
<p>○ 発注方法について (1)</p> <p>電気設備工事と機械設備工事を1つの工事として入札することは考えられないのか。</p>	<p>電気工事と機械設備工事は、工事種別が別になっております。国の考え方でも受注機会というところで、できる限り分割するよという指導もありますし、京丹後市でも要綱等を設けて分離分割の発注を行っております。特に今回の2件の工事については、資格要件に該当する業者がそれぞれ違いますので、そういった意味でも1つの工事にするのは難しいと考えます。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 資格要件を満たす業者について 電気設備工事と機械設備工事を両方できる業者は何者あるのか。</p>	<p>電気設備工事と今回の機械設備工事で重なっている業者は、2者になります。</p>
<p>○ 発注方法について (2) 受水槽と空調を分けることも可能だったと思うが、一括して発注されたのは何か理由があるのか。</p>	<p>一般的に受水槽についても配管等が出てきますので、工種としては機械設備工事となってくるということで一括して発注を行っています。</p>
<p>○ 発注方法について (3) 普通はクーラーをお願いする業者と下水の受水槽をお願いする業者は違うと思うが、そもそも分けることもできますよね。分けることができるとするなら、今回積極的に分けなかった理由は何か。</p>	<p>今回の工事は、耐震改修ということで建築、電気、機械でそれぞれ業者が入ってくるようになっており、その一体的な工種をさらに分けていくということになりますと、さらに同一現場で作業をする業者が増えることになり、責任の所在としても、さらに分離していくということになりますので、分離分割をこの分離で実施しています。</p>
<p>○ 発注方法について (4) 機械設備工事をしようと思ったから必ず電気設備工事が伴うと思うのですが、それを分けられているが、何かルールがあるのか。また、今回はそのルール通りの分割になっているのか。</p>	<p>ルールでいきますと、建築工事に限っては電気設備工事と機械設備工事に対して、分離分割を検討してくださいという要綱になっており、それに対して担当部署がどう考えるかということになります。</p>

#### 7 令和2年度 京丹後市防災行政無線多重無線装置等更新工事 … 随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 過去の契約方法について 平成18年にデジタル化されたときは、入札を行ったか。</p>	<p>指名競争入札で6者指名し、今回の契約業者が落札しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 見積金額について (1)</p> <p>見積もりを取られていると思うが、金額の妥当性はどうか。</p>	<p>設計を行う際に事前に参考見積もりを徴取し、金額の妥当性については、防災行政無線設備の導入時の設計書や平成 30・31 年度に施工しました防災行政無線デジタル化工事の過去の設計書等を参考にしたり、市の工事専門部署に照会をかけたりにして検証を行っています。</p>
<p>○ 見積金額について (2)</p> <p>妥当性のある金額については、業者から見積もりを出してもらう前に業者に示すのか。あるいは、手元資料として持ち、業者から見積もりを出してもらった後に妥当性を検証するのか。</p>	<p>先に業者から見積もりを提出していただき、検証の結果、金額の妥当性があるということで契約しています。</p>
<p>○ 予定価格について</p> <p>今回の契約業者以外の業者から見積もりを取られて、予定価格を設定したのか。</p>	<p>今回の契約業者から見積もりを提出していただいています。</p>
<p>○ 見積金額について (3) (意見)</p> <p>今回の契約業者からの見積書をベースに予定価格が決まっているなら、その価格の透明性を確保することが一番大事だと思いますので、引き続ききっちり管理してほしいと思います。</p>	
<p>○ 今後の予定について (1)</p> <p>平成 18 年にこのシステムを入れられてから 15 年ぐらいが経ち、その間で通信技術等は大きく変わってきていると思うが、今後の課題として汎用性の高いシステムに入れ替えるということは可能なのか。</p>	<p>例えば携帯電話のアプリの開発業者と連携し、この防災行政無線を使用しながら色々な防災に関する拡充をしていくことは可能ではありますので、今後の検討であると思っています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 今後の予定について (2) (意見)</p> <p>現行システムだけではなく、一般的な技術を使って同等の効果が出せないかの研究は引き続きお願いしたいと思います。</p>	
<p>○ 今後の予定について (3)</p> <p>平成 18 年にデジタル化に移行されたときと同じように、指名もしくは一般競争入札をする機会は、今後、いつ、どういう形で作っていかれる予定なのか。</p>	<p>現在の防災行政無線のシステムを運用していくということであれば、競争入札は難しいところではありますが、今後、別のシステムを運用していくということになれば、また競争入札になると思っています。</p>
<p>○ 今後の予定について (4)</p> <p>全部一斉にシステムを入れ替えるということは、今後はもうないということか。</p>	<p>現在の防災行政無線のシステムを運用していく上では、なかなか考えられないのが実情であります。</p>

「2 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

内容
今回はありません。